

安全設備規則

規則

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 規則 第20号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月26日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等*

次に掲げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりではない。

- (1) 膨脹式救命いかだ、救命浮器（膨脹式）及び水圧式離脱装置
- ~~(2) 膨脹型及び複合型救助艇~~
- ~~(3) 海上脱出装置~~
- ~~(4) 膨脹式救命胴衣~~
- ~~(5) 膨脹式の救命いかだ支援艇~~
- ~~(6) ナブテックス受信機~~
- ~~(7) 高機能グループ呼出受信機~~
- ~~(8) VHF デジタル選択呼出装置~~
- ~~(9) VHF デジタル選択呼出聴守装置~~
- ~~(10) デジタル選択呼出装置~~
- ~~(11) デジタル選択呼出聴守装置~~
- ~~(12) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置~~
- ~~(13) レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART~~
- ~~(14) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置~~
- ~~(15) 航海用レーダー~~
- ~~(16) 自動衝突予防援助装置~~
- ~~(17) 電子プロットング装置~~
- ~~(18) 自動物標追跡装置~~
- ~~(19) 船舶自動識別装置~~
- ~~(20) 航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）~~
- ~~(21) その他本会が必要と認める安全設備~~

附 則

1. この規則は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2026年6月30日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

安全設備規則検査要領

要
領

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 達 第15号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第15号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 規則 2 編 2.1.2-1.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

登録規則 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 2 編 2.3 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、~~事前審査~~申込書（APP-PE-SE(J)）を提出すること。なお、登録検査申込書（Form-1A）が提出されたときには、~~事前審査~~申込書は自動的に登録検査申込書（Form-1A）に引き継がれるものとする。

-2. 規則 2 編 2.1.2-3.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

(1) 承認済図面及びその他の書類を用いて安全設備を製造又は設置する場合には、~~同型船に対する図面提出省略願~~申込書(書式例 2-2 APP-SS-SE(J))を3部提出すること。

((2)は省略)

書式 2-2 を削る。

~~書式 2-2~~
~~(省略)~~

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.10 救命いかだの一般要件 (LSA コード 4.1)

3.10.5 艀装品

-3.及び-4.として次の2項を加える。

-3. 規則 3 編 3.10.5-1.(13)に規定する「1 個の水密電気灯」に関し、光源にフィラメント電球または単一の LED 電球を使用する水密電気灯には、1 個の予備電球を備えなければならない。また、光源に複数の LED を使用する水密電気灯には、1 つの LED の故障が他の LED の機能を妨げなければ、予備の LED 電球は必要のないものとする。

-4. 規則 3 編 3.10.5-1.(13)に規定する「水密容器に収納した 1 組の予備電池及び 1 個の予備電球」の代わりに、すぐに使用することができる 2 個目のモールス符号の発信に適した水密電気灯を備えることで差し支えない。

3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4)

3.13.8 を次のように改める。

3.13.8 救命艇の艀装品

-1. 2 の独立した推進装置 (2 の別個の機関、軸系、燃料タンク、管装置及びその他の関連する付属品から構成されるもの) を備える救命艇については、規則 3 編 3.13.8(1)の規定を適用しなくても差し支えない。これ以外の事項について、救命艇は規則 3 編 3.13.8 に適合するものであること。

-2. 規則 3 編 3.13.8(16)に規定する「1 個の水密電気灯」に関し、光源にフィラメント電球または単一の LED 電球を使用する水密電気灯には、1 個の予備電球を備えなければならない。また、光源に複数の LED を使用する水密電気灯には、1 つの LED の故障が他の LED の機能を妨げなければ、予備の LED 電球は必要のないものとする。

-3. 規則 3 編 3.13.8(16)に規定する「水密容器に収納した 1 組の予備電池及び 1 個の予備電球」の代わりに、すぐに使用することができる 2 個目のモールス符号の発信に適した水密電気灯を備えることで差し支えない。

3.19 救助艇 (LSA コード 5.1)

3.19.2 として次の 1 条を加える。

3.19.2 救助艇の艀装品

-1. 規則 3 編 3.19.2(7)に規定する「1 個の水密電気灯」に関し、光源にフィラメント電球または単一の LED 電球を使用する水密電気灯には、1 個の予備電球を備えなければならない。また、光源に複数の LED を使用する水密電気灯には、1 つの LED の故障が他の LED

の機能を妨げなければ、予備の LED 電球は必要のないものとする。

-2. 規則 3 編 3.19.2(7)に規定する「水密容器に収納した 1 組の予備電池及び 1 個の予備電球」の代わりに、すぐに使用することができる 2 個目のモールス符号の発信に適した水密電気灯を備えることで差し支えない。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 機器等の整備等

-1.を次のように改める。

-1. 規則 2 編 1.4.2 の規定の適用上、規則 2 編 1.4.2(1)から(2019)に掲げる機器等（膨脹式救命胴衣を除く。）の整備を本会の検査員の立会のもとで行う場合であっても、当該整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、次の-3.(1)又は(2)に規定するものとする。ただし、次の-3.(1)又は(2)に規定するものの利用が困難な場合にあっては、次の(1)又は(2)に規定するものとして差し支えない。

- (1) 救命浮器（膨脹式）~~、複合型救助艇~~及び膨脹式の救命いかだ支援艇の場合、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。ただし、当該事業所が利用可能でない場合にあっては、この限りではない。
- (2) 救命浮器（膨脹式）~~、複合型救助艇~~及び膨脹式の救命いかだ支援艇以外の機器等の場合、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。

附 則（改正その2）

1. この達は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に本会の承認を受けた事業所にあっては、当該承認の有効期限の満了日又は2026年6月30日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.1 個人用救命設備 (SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32)

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 救命浮環 (SOLAS Chapter III Reg.7.1, Reg.32)

規則 3 編 2.1.1-1.に規定される救命浮環の最低数及び配置には、~~鋼船規則検査要領 C 編 C23.9.1-2.(10)~~鋼船規則 C 編 1 編 14.14.1.1-2(10)で備え付けが要求される救命浮環を含めない。

附 則 (改正その3)

1. この達は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶